

# 国民年金

インフォメーション

Information

町民課 戸籍年金窓口係

ご存じですか？

もしも一家の働き手に  
先立たれたら・・・



国民年金の第1号被保険者が年金を受給する前に死亡したとき、残されたご家族には次のような給付があります。

## 遺族基礎年金

国民年金の加入者（第1号被保険者）が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給される年金です。

※「子」とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1級、2級の障害のある子のことです。

### ■受給の要件

死亡した人が次の①～③のいずれかに該当していれば支給されます。

- ①国民年金の第1号被保険者であること
- ②国民年金の第1号被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住んでいること
- ③老齢基礎年金の受給資格を満たした方であること

上記、①②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間（保険料免除期間・若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）が3分の2以上あることが必要です。

ただし、死亡日が平成28年3月31日までにある場合は、死亡した日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければ受け取ることができます。

### ■年金額（平成24年度の額）

子のある妻に支給される年金額		子に支給される年金額	
子が1人いる妻	1,012,800円	1人のとき	786,500円
子が2人いる妻	1,239,100円	2人のとき	1,012,800円
子が3人いる妻	1,314,500円	3人のとき	1,088,200円
子が4人以上いる場合には子が3人いる妻の額に1人につき75,400円を加算		子が4人以上の場合には子が3人の額に1人につき75,400円を加算	

※「妻」が遺族基礎年金を受給している間は、「子」の遺族基礎年金は支給停止になります。

## 寡婦年金

第1号被保険者として年金を納めた期間（保険料納付期間と免除等の期間を含む）が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、10年以上継続して婚姻関係にあり、その人によって生計を維持されていた「妻」が60歳から65歳になるまでの間支給される年金です。

### ■年金額

第1号被保険者として納付した期間だけで計算した老齢基礎年金の額の4分の3

※「妻」が既に年金を受給している場合には受け取ることはできません。

## 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年（36ヵ月）以上ある人が年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます。

### ■金額

第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じて12万円～32万円

※寡婦年金と死亡一時金のどちらにも該当する場合はどちらか一方を選択することになります。

## 問合せ先

詳しくは、帯広年金事務所 ☎0155 (25) 8113  
または役場町民課戸籍年金窓口係 ☎(66) 4031  
へお問い合わせください。



高齢者の方が元気でいられるためのお手伝いをします

# はっらっ元気 通信

お気軽にご相談ください

鹿追町トリムセンター内  
地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
☎ 66-1311 FAX 66-1818

## 知っておこう!! 軽微な修繕などについて

前回までのあらすじ・・・心臓病を患っている夫と二人暮らしの花子さんは、呼吸が苦しくなることがあることをかいご先生に相談したところ、緊急通報機器の設置を勧められました。その後申請を行い、緊急通報の設置をすることができたようです。



かいご先生



花子さん

緊急通報をつけてもらって、安心して生活できるようになりました。ありがとうございます。



それは良かったです。調子が悪く動けなくなることもあるので、ペンダントも持ち歩くように心がけてください。ほかに相談事はありますか？



ヘルパーさんをお願いしたいです。掃除機をかけることはまだ自分でできるけれど、腕が上がらないので窓を拭いたりすることができなくなってきました。



大変だと思いますが、介護保険ではヘルパーさんができることは限られていて、窓を拭くことは頼むことができないのです。



そうですか。では自分で無理してもやらなければならないのですね。



介護保険でヘルパーさんをお願いすることはできませんが、鹿追町が実施している地域支援事業で窓を拭くなどのサービスを受けることができます。



どうすれば利用できるのでしょうか。



まずは福祉課に申込みしてください。花子さんの動作能力や生活状況を確認し、審査結果が「該当」であれば、利用することができます。



わかりました。では早速申請してみたいと思います。

～ 次号へつづく ～

## 地域包括支援センターからのお知らせ

### ～ かしわのもり10周年記念シンポジウム ～

10月13日（土）、町民ホールにおいて400人以上の方が来場し、「NPO法人かしわのもり10周年記念シンポジウム」（北海道帯広保健所・NPO法人かしわのもり主催）が開催されました。

「住み慣れた地域で最期まで生活するために、今出来ること」と題して、白十字訪問看護ステーションの秋山正子氏、NPO法人支える医療研究所の村上智彦氏より基調講演がありました。

講演のほかに、在宅での看取りを経験した家族やかしわのもりでの就業体験をした鹿追高校生も参加し、在宅での「看取り」をテーマに世代を超えたパネルディスカッションが行われました。多くの方に、在宅での「看取り」について考える機会になったようです。

